

無権代理人の責任 H18-02-4 《#384》**【問】 正誤をつけよ。**

AはBの代理人として、B所有の甲土地をCに売り渡す売買契約をCと締結した。しかし、Aは甲土地を売り渡す代理権は有していなかった。Bが本件売買契約を追認しない場合、Aは、Cの選択に従い、Cに対して契約履行又は損害賠償の責任を負う。ただし、Cが契約の時に、Aに甲土地を売り渡す具体的な代理権はないことを知っていた場合は責任を負わない。

【答え】 正しい**《ポイント》 無権代理人の責任**

- 1 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、**相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。**
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 一 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを**相手方が知っていたとき。**
 - 二 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを**相手方が過失によって知らなかったとき。**ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。
 - 三 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。（民法 117 条）